令和８年（フ）第１９０号
北海道旭川市４条通17丁目913番地　レジデンス一力屋ビル501号室
債務者　伊藤　寿一
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月12日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
北海道旭川市３条通１丁目1640番地の26
債務者　明石　英里（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月12日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３１０号
東京都新宿区西早稲田１丁目９－12－204
債務者　田中　　希
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月22日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３７号
東京都足立区足立２丁目６－18　３号室
債務者　馬場　安弘
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２６７号
東京都練馬区高野台４丁目10－５　レガリア高野台　１ｓｔ　502
債務者　高桑　　堇
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７３号
東京都練馬区三原台３丁目５－26－202
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１３号
東京都江戸川区西葛西４丁目１－３－505
債務者　皆川　浅江
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９４号
東京都港区高輪１丁目15－１－822
債務者　鈴木　昌樹
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９６８号
大阪市旭区森小路２丁目３番18号　Ｍ・セジュール　102
債務者　吉田　麻紀
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００１号
大阪市城東区諏訪３－12－６　フジパレス城東諏訪ノースⅠ番館201、住民票上の住所大阪府四條畷市中野本町25番４号
債務者　茶木　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３７号
大阪府茨木市五日市２丁目17番４号　エテルネルアンジュⅠ　203号
債務者　平井　拓弥
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０６８号
千葉県市川市市川４丁目10－25－402
債務者　鈴木　大智
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７６号
東京都練馬区上石神井１丁目38－11－302
債務者　野場　崇史
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７７号
東京都練馬区上石神井１丁目38－11－302
債務者　野場　真緒（旧氏名小橋真緒・小橋正子）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２６８号
東京都世田谷区上北沢４丁目18－15－502
債務者　林　　聡子（旧姓進士）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和７年（フ）第１０号
岩手県釜石市鵜住居町四丁目207番地
破産者　有限会社山繁水道
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係